

第4回浦安市障がい者福祉計画策定委員会

<議事録>

1. 開催日時 平成20年9月30日（火）15時00分～17時00分

2. 開催場所 浦安市健康センター第1会議室

3. 出席者

河野康徳委員長、小林澄子委員、横山恭治委員、出羽文明委員、児玉賀洋子委員、香川千恵美委員、彦田一夫委員、藤崎広和委員、川口英樹委員、馬場数江委員、田中美樹子委員、白木幸一委員、成田克信委員、仁科房子委員、西田良枝委員、加藤今日子委員、神谷澄子委員、川村傳委員、西田俊光委員、竹谷弘美委員、笈尚行委員、米本慎一委員、鶴見仲寛委員、指田裕司委員

4. 進行

- ① 施策等に関するこれまでの意見について
- ② 現行計画第4章への追加及び削除が考えられる事項等について
- ③ サービス見込量と確保のための方策（案）について
- ④ その他

5. 委員会経過

事務局： 開会宣言

委員長挨拶

委員長： それでは議題①の施策等に関するこれまでの意見について、事務局から説明願います。

事務局： 今年度の計画策定にあたり、昨年度に計画にかかる検証会を2回開催しました。また今年度に入ってから策定委員会を3回開催しましたが、その時の皆様からの意見になります。これらの意見については、今後、計画を策定していく上で、参考にしていかなければなりません。

平成19年11月27日に行われた第1回検証会では、ヘルパーが不足している現状で、今後ヘルパーを養成していく必要があることや、日中一時支援を含めた障がい児（者）の放課後支援等についての意見がでております。

また平成20年3月24日に行われた第2回検証会では、浦安市障がい者福祉センターの新体系移行について、またグループホーム及びケアホーム設置者に対しての具体的な支援策について、災害時要援護者の問題について、現在検討中のメンタルヘルスネットワークについてなどの意見がでております。

今年度に入り第1回策定委員会では、特に施策等に関する意見はでておりません。第2回策定委員会では、障がい者の虐待に関することやヘルパー不足の問題についての意見が、また第3回策定委員会では、特別支援教育での視覚障がい者の対応について、就労支援センターの視覚障がい者への配慮についてなどが主な意見としてでております。

委員長： それではただ今の事務局の説明に対し、何かご意見やご質問等はございますか。

委員長： 委員の皆様からの意見があまりないようですので、それでは私から事務局にご質問させていただきます。先ほど事務局から日中一時支援事業に関する説明がありましたが、その用語の意味について教えていただきたいと思います。また資料P 1の「40歳未満でがん患者の方は、何もサービスを受けることができない現状がある」について、がん患者ではないのですが、私が知っている中で、認知症の方も年齢によっては支援が受けられない現状があります。このことについて、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

事務局： 日中一時支援については、お手元の資料P 18にもございますように、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするものです。また介護保険でも障害者自立支援法でも該当しない40歳未満のがん患者等については、現行の制度では、どのサービスも受けることができないのが現状であります。このことについては、国や県へ意見として伝えていきたいと思っています。

委員長： その他、何かご意見はありますか。

委員： 資料P 1の④の知的デイサービスは、定員が一杯であり、毎日通所することができないと書かれていますが、この意見は誰が言ったことなのでしょう。現状としては、そのようなことはないと思います。

事務局： 昨年度の検証会において、委員から発言のあった内容だと思います。昨年度の委員会での発言であるので、その時点での状況であるかと思っています。

委員： この意見は、現在では委員として参加されていない方からのものであると思います。ここでその委員が言いたかったのは、定員のことではなく、デイサポートを毎日利用したくても利用できない現実があるということと言いたかったのだと思います。

委員長： それでは次の議題に移らせていただきます。議題②現行計画第4章への追加及び削除が考えられる事項等について、事務局より説明願います。

事務局： お手元の資料P 6の図をご覧ください。まず基本構想についてですが、昭和49年に浦安市政の基本方向を示すこの浦安市基本構想を策定しました。さらに平成11年には、ハードからソフトへと浦安市のまちづくりの基調を転換し、「人が輝き躍動するまち・浦安」をまちづくりの基本目標とする新たな基本構想を定めました。その下の基本計画は、上段の基本構想に掲げるまちづくりの実現をめざすために策定したものになり、第1期の計画期間が平成13年度から平成22年度となっています。またこの図の一番下の実施計画では、基本計画に基づき、具体的な事業を示したものになります。今後は浦安市障がい者福祉計画を策定していく上で、これらの計画と整合性をとっていく必要があります。

次に下の図をご覧ください。浦安市の基本構想と基本計画で構成される浦安市総合計画、市民や関係機関、行政が協働して主体的な目標を示す浦安市地域福祉計画、各分野別の計画となる健康うらやす21、浦安市子育て支援総合計画、浦安市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画と共有したものでなければなりません。また今後、国の動向や、今年度、県が策定している第4次障害者計画とも共有したものにしなければなりません。国や県の動向につきましては、今後の委員会でも提示させていただきたいと思っています。

次にP 7をご覧ください。先ほどご説明させていただきました浦安市第1次実施計画との整合性についてですが、まず個別支援計画の策定があります。この事業については、平成20年度からの事業であり、内容としましては、発達障がい児（者）の特性に応じた個別

支援計画を策定し、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した一貫した支援を行うものです。

次に市川特別支援学校高等部通学支援事業についてですが、この事業は平成19年度から実施しております。内容としましては、市川市内の特別支援学校高等部へ、自力での通学が困難な生徒の通学を支援するため、スクールバスを運行しています。

次にまなびサポート推進事業についてですが、この事業は平成20年度から実施しております。その内容としましては、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援が行われるよう、計画的な訪問活動や巡回相談体制の充実を図るとともに、医療や福祉分野と連携し、就学にかかわる専門家チームを立ち上げ、就学支援体制の充実を図るものです。

次に特別支援学級整備事業についてですが、この事業は特別支援学校に通う児童・生徒が、地域の学校で教育が受けられるよう、全小・中学校への特別支援学級の整備を進めていくものです。

次にいのちとこころの支援事業についてですが、今年度、検討を行っています。この事業については、来年度から実施予定です。事業内容につきましては、前回の委員会でもご説明させていただきましたが、うつ病やアルコール依存症、生きがいがづくりなど、メンタルヘルス対策を講じるため、関係機関などによるメンタルヘルスネットワーク連絡会を設置します。

次に地域活動支援センター（I型）整備事業についてですが、この事業は平成20年度に整備する予定です。この事業内容につきましては、地域活動支援センターの基礎的な事業に加え、地域の住民ボランティアの育成や障がい者に対する理解の促進を図るための拠点として、地域活動支援センター（I型）の整備を行うものです。この地域活動支援センター（I型）については、今年の4月に今川地区に今川センターを開設し、更に新浦安駅前の旧行政サービスセンターで、今年の10月頃の設置を目標としています。

次に通院ヘルプサービス事業については、平成20年度から実施し、夜間安心訪問ヘルプサービスについては、平成19年度から実施しております。この事業についても、新たな計画に盛り込んでいく必要があると考えています。

次にボランティア貯金事業についてですが、平成20年度に検討、平成21年度に実施予定です。この事業内容について、ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動の実績をポイント化し、そのポイントを有効活用できる制度をつくるものです。

次に福祉避難所支援物資購入事業については平成21年度から実施する予定です。この事業内容については、障がい者や高齢者、乳幼児など、避難所での生活に特に配慮が必要な市民を保護し、支援する福祉避難所に、災害時の支援物資を備蓄するものです。具体的な品目は、杖や歩行器、紙おむつ、ストマ用装具を考えています。

次にP9の障がい者就労支援センター整備事業についてですが、平成20年4月に旧第一福祉作業所内に整備しています。この就労支援センターについては、現行計画の中では、「設置に向けた検討を進めます」となっています。この現行計画を、今年の4月に設置された就労支援センターの機能の充実や、前回の委員会でも委員の方から意見としてでていましたが、当該センターの市民への周知を図るなどの内容への変更が必要となります。

次に障がい者福祉施設整備事業についてですが、平成20年度に検討、平成21年度に

基本設計、平成22年度に実施設計、平成23年度に整備する予定です。この事業は、現在、東野地区に旧第一福祉作業所（ゆうあい）がありますが、その建物は老朽化しており、その建物の建て替えを含め整備を行うものです。

次に、本日お配りしました資料をご覧ください。障がい者など就労支援施設整備事業についてですが、平成20年度から平成21年度に整備、平成22年度に開設する予定です。この事業内容としまして、障がい者の就労の機会を拡大するため、働く意欲と能力を有する障がい者がその適性に応じて働ける施設を、千鳥地区余熱利用施設用地に整備するものです。

次にワークステーション整備事業についてですが、平成20年度に検討し、平成21年度に整備する予定です。この事業内容としましては、障がい者の就労の場や職業訓練の場を確保するために、市役所にワークステーションを整備し、障がい者の雇用を図ります。またこの事業を実施することにより、障がい者の雇用の確保を図るのみならず、市役所職員に障がい者への理解を促進することもできると考えます。

次にこころのバリアフリー支援事業についてですが、平成20年度に検討、平成21年度から実施を考えています。この事業は、市民一人ひとりが障がいや障がい者への理解と関心を深めるため、「こころのバリアフリーハンドブック」等を作成し、福祉教育などに活用していくものです。

次に当代島地区旧県道（市道第1-15号線）再整備事業についてですが、平成20年度に検討し、平成21年度から整備する予定です。この事業内容としましては、歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、当代島地区の旧県道（市道第1-15号線）について、地域住民と意見交換しながら、現在の幅員で対応可能な道路環境の改善に取り組みます。

次に要援護者支援事業についてですが、平成20年度検討し、平成21年度から具体的に実施する予定です。この事業内容としましては、災害が発生した時に、災害時要援護者に対し、安否確認や避難支援などが迅速に行えるよう、災害時要援護者を事前に把握するなどして、災害時の支援体制を構築するものです。

次に②の浦安市地域福祉計画との整合性についてですが、現行の地域福祉計画の中には、「中核地域生活支援センターなどの活用、同センターとの連携を図っていきます」とされています。現行の浦安市障がい者福祉計画の中には、市が委託した相談支援事業者との連携強化などの内容は含まれていますが、中核地域生活支援センターとの連携等については、全く触れられていません。このことについては、2. 福祉・生活支援の充実への追加を考えています。

次に③健康うらやす21との整合性についてですが、現行の健康うらやす21の中には、「お酒をやめたいと考えている人への支援をします」とされています。この内容についても、現行の浦安市障がい者福祉計画の中には盛り込まれていません。先ほどの実施計画の中でご説明させていただきましたが、支援者側の関係機関が集まりメンタルヘルス対策を検討していく予定ですが、その中でお酒をやめたいと考えている人への支援策についても検討していきます。またネットワークの構築のみならず、支援者側の質の向上についても併せて検討しなければならない重要な課題であると考えています。

次に④浦安市子育て支援総合計画との整合性についてですが、現行の浦安市子育て支援

総合計画の中には、「保育園、児童育成クラブの利用支援の充実」があります。この内容としましては、障がいのある子どもも認可保育園や児童育成クラブを利用できる体制を整備し、障がいの種類や程度にあった支援ができるよう充実を図るものです。

次に⑤浦安市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画との整合性についてですが、資料では具体的な施策はなしとしています。ただしこの計画書の中には、消防・救急救命体制の整備等があり、この内容についても、盛り込むか否か検討する必要があります。

次に⑥のその他としまして、第1に障がい者福祉センターの新体系への移行があげられます。具体的には、浦安市障がい者福祉センターは、障害者自立支援法の生活介護、就労継続支援B型、就労移行支援の新体系への移行を、平成21年度を目指して準備を進めているところです。第2としまして、障がい児の放課後支援についても今後の計画の中に盛り込む必要があると考えています。この障がい児の放課後支援については、障がいをもつ保護者や団体等からも意見としてでていているところです。今後は児童育成クラブとあわせて整備しなければならない事業であると認識しています。第3としましては、障がい者の虐待防止があげられます。この障がい者虐待については、千葉県が制定している「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者差別禁止条例）」や、国の障害者権利条約の動向等を踏まえ、新たに策定する計画の中に盛り込む必要があると考えています。障がい者虐待への対応策としましては、民間事業者や相談支援事業者との連携強化などが考えられます。

最後に、現行計画の修正及び削除等が考えられる事項についてご説明させていただきます。まず⑤のデイサービス事業の充実について、現行計画ではデイサービス事業の地域活動支援センター事業への移行を平成19年度までに完了し、サービス提供体制のあり方を検討するとしています。この事業の移行については、平成19年度に実施済ですので削除を考えています。また現行計画書のP69の⑪の地域生活支援事業の充実について、現行計画では、現在のデイサービス事業を地域活動支援センター事業に移行し、機能の充実を図りますとしています。このことについても、平成19年度に地域活動支援センターへ移行しているため、地域活動支援センターの機能の充実を強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図るに修正を考えています。次に現行計画書のP71の①障害者福祉センターの充実等について、現行計画では、精神障害者地域活動支援センター事業を平成19年度に開設しますとされています。この事業についても平成19年度に実施済ですので、削除を考えています。次に現行計画書のP75の②療育等、障害への早期対応の促進について、現行計画では「簡易マザーズホーム」や「こども療育センター」となっていますが、「こども発達センター」に名称が変更したため、この部分についても修正を考えています。次に現行計画書のP77①地域リハビリテーション事業の充実について、現行計画では、市「総合福祉センター」における身体障害者福祉センターについて、平成19年度までに地域活動支援センターに移行とされていますが、このセンターも平成19年度に地域活動支援センターに事業を移行したため、「地域活動支援センターである身体障がい者福祉センターの事業の充実を図ります」に修正を考えています。次に現行計画書P78の②ソーシャルクラブの充実について、現行計画では、今後、市が実施しているソーシャルクラブを、平成19年度に地域活動支援センター事業へ移行し、その機能を充実するとしています。このセンターも平成19年度に事業を移行したため、「地域活動支援センターであるソー

シャルサポートセンターの機能の充実を図ります」に修正を考えています。次に現行計画書P82の②連携体制の強化について、現行計画では「療育事業を実施する事業者と市が連携し、障害者団体との連携強化を図ります。そのために、療育に関する検討部会（仮称）を設置します」としてありますが、「発達支援ネットワークにおいて、市及び療育事業を実施する事業者、障がい者との連携の強化に努めます」に修正を考えています。次に現行計画書P90の①市及び関係機関での雇用の促進について、現行計画では「市及び市の関連機関が率先して障害者雇用の拡大を図ります。特に地域自立支援協議会を設置し、その活用を進めます。」となっていますが、「市及び市の関連機関が率先して障がい者雇用の拡大を図ります。また就労支援センターや地域自立支援協議会において、その活用を進めます」に変更を考えています。次に現行計画書P91の①障害者福祉センターの充実等について、現行計画では、「障害者福祉センターの通所更生施設及び授産施設等の機能のさらなる充実を図り、利用者の滞留化を防ぐ措置を講じるとともに、障がい者就労に向けた取り組みについて検討します」となっていますが、「障がい者福祉センターの通所更生施設及び通所授産施設、福祉作業所を平成21年度に生活介護、就労継続支援（非雇用型）等の新体系への移行を行い、サービスの充実を図ります」に変更を考えています。

委員長： それではただ今の事務局のご説明に対して、何かご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。

委員： 6点ほど質問があります。まずは資料のP7について、「市川特別支援学校高等部通学支援事業」がありますが、この事業は本来、県が実施すべきものだと思いますが、このことについて意見をいただきたいと思います。次に「特別支援学級整備事業」について、今後、全小・中学校への特別支援学級の整備を進めていくとの話がありましたが、このことについても市としての明確な考えを示して欲しいと思います。次にP10の中核地域生活支援センターの連携について、この中核地域生活支援センターは県の事業ですが、この事業を実施するには費用がかかり、適正な人の配置がされていないと聞いております。またこのような状況の中で、相談業務もなかなか積極的に実施できないとも聞いております。このようなことから、中核地域生活支援センターを活用していくのは困難であると考えます。次にP11の障がい者福祉センターの新体系移行について、現在、センターは、指定管理によって事業運営していますが、来年度に生活介護や就労移行支援等の新体系へ移行した場合、事業収入が少なくなることも考えられるが、そのことについての意見もいただきたいと思います。次にP12のソーシャルサポートセンターについて、先ほど、ゆうあいの整備の話が事務局からありましたが、ソーシャルサポートセンターの建物も老朽化していると思います。このセンターの整備については考えていないのかについてもお伺いしたいと思います。最後にP9の障がい者福祉施設整備事業について、平成23年度に整備と書かれているが、平成22年度の間違いでないかもお伺いしたいと思います。

事務局： 市川市にある特別支援学校高等部への通学バスについては、市としても県の事業として認識しているところです。しかしながら、市民からは市川特別支援学校への通学バスを走らせて欲しいとの意見が多かったことから、市としても整備されるまでの間、実施する方向で考えており、併せて県へも働きかけを行っていきたくと考えています。またこの事業を、今後の計画に盛り込んでいくのかについては、この委員会での意見をいただいた上で考えていきたくと思います。

事務局： 特別支援学級整備事業については、本日、担当の委員が参加していないため、詳細についてはお答えできません。このことについてはお調べして、次の委員会でお示ししたいと思います。次に中核地域生活支援センターとの連携につきましても、ただ今、委員からご意見をいただきましたので、新しい計画に盛り込むか否か検討したいと思います。次にソーシャルサポートセンターの整備につきましても、お手元の資料P9の障がい者福祉施設整備事業の中で考えています。ゆうあいや就労支援センターのある旧第一福祉作業所と、ソーシャルサポートセンターのある旧第二福祉作業所は建物が老朽化しており、取り壊して整備する計画があります。この東野地区の再整備では、ゆうあいやソーシャルサポートセンター等の機能のみならず、今後は当事者や障がい者団体等のニーズを把握した上で、検討していきたいと考えています。

最後に、P9の障がい者福祉施設整備事業は、東野地区の再整備事業のことであり、千鳥地区の就労支援施設整備事業のことではありません。千鳥の就労支援施設は、先ほども委員がおっしゃったとおり、平成22年度を目標年次として進めているところです。

委員： 浦安市障がい者福祉センターが新体系へ移行した場合の運営については、現在、市と協議を行っているところです。

委員長： その他、何か意見はありますか。

委員： 資料P12にソーシャルサポートセンターの充実とありますが、今後、この施設は、どのような形を目指していくのか、具体的に書き込んだ方が良いと思います。例えば、ソーシャルサポートセンターに、精神障がい者の総合的な相談支援を実施していくことなども考えられます。

事務局： 施策の書き方については、検討したいと思います。

委員： P10の当代島地区旧県道（市道第1-15号線）再整備事業につきましても、先ほど事務局は、善福寺周辺と言っていましたが、具体的な場所を教えて欲しいと思います。当代島地区は、車椅子で歩道を通れない環境にあり、今後は歩行者や車椅子が安全に通れる歩道の整備を行って欲しいと思います。また今後、整備をするにあたって、どのように当事者などの意見を聞き、また反映されるのかもお聞きしたい。

事務局： 担当課からは善福寺周辺の整備とまでは聞いていますが、具体的な場所までは調査できておりませんので、次回の委員会までに調査してお示ししたいと思います。

委員： 当代島地区旧県道においては、道幅が決まっており、道幅を拡張することは用地取得の問題もあり、担当からは困難であると聞いております。

委員： 資料P7の個別支援計画の策定について、発達障がい児・者の特性に応じた個別支援計画を策定するとしていますが、この計画は発達障がい児・者に限った計画なのでしょうか。またこの個別支援計画について、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した一貫した支援を行うとしていますが、窓口が一本化されるということによろしいのでしょうか。発達支援ネットワークについては、定義して計画に明記して欲しいと思います。次に、P11の障がい児の放課後支援について、市での現在の取り組みについてお聞きしたいと思います。最後に特別支援学級整備事業について、今後整備していくとなると、従来と比べてどのように変わっていくのか教えていただきたいと思います。

事務局： 個別支援計画について、発達障がい児・者に限定したものかどうかについては、担当課に確認して報告させていただきます。また障がい児の放課後支援については、市としても

問題であると認識しており、現在、事業者への側面的支援策やサービス単価等について検討しているところです。特別支援学級整備事業については、次回の委員会でお示ししたいと思っております。

委員長： 次に議題③サービス見込み量と確保のための方策（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： P15をご覧ください。こちらが現行の計画書の第5章の部分になります。障害者自立支援法に基づく第2期障害福祉計画の部分になりますが、第1期障害福祉計画策定時には、国から配布されたワークシート等を用いて、ある程度機械的に目標数値を掲げましたが、今回の第2期障害福祉計画を策定するにあたり、国からの指示では、平成23年度までのサービス量を見込んでいく場合には、過去の実績からのみ機械的に見込むのではなく、地域やその動向についても踏まえた上で見込んでいく必要があるとされています。また誰がみてもわかりやすい計画とするために、サービス見込量は時間数のみならず、利用者数についても明記する必要があるとされています。

それでは、訪問系サービスからご覧ください。居宅介護から重度障害者等包括支援までが訪問系サービスになります。左側の第1期障害福祉計画では、支援費制度のホームヘルプの月間利用者数を基礎とし、平成16年度と平成17年度の実績より算定しました。平成18年度の目標値から平成23年度の目標値までは、約25%増で見込んでいます。第2期障害福祉計画では、平成18年度から平成19年度の利用実績や伸び率により、サービスごとに算定しています。また今後、障がい者数の増加により、重度障害者等包括支援の対象者も1人と見込み算定しております。平成23年度の訪問系サービスの合計見込量は、1月あたり8,577時間で、173実人で算定し、第1期障害福祉計画での平成23年度の目標数値を比べると、時間数については上方修正、実人については下方修正として考えました。

次に日中活動系サービスについて、まずは生活介護についてご説明させていただきます。第1期障害福祉計画では、身体障がい者施設及び知的障がい者施設の利用者数を基礎とし、利用対象者数の47%にあたる68人を平成23年度における利用者数として見込みました。この生活介護に関しましては、平成21年度に浦安市障がい者福祉センターが新体系移行を目指しており、現行の通所授産施設と福祉作業所の50名定員を、就労移行支援10名と就労継続支援B40名に、そして通所更生施設の40名定員を、生活介護30名と就労継続支援B10名として考えているため、この生活介護については、浦安市障がい者福祉センターの利用者が計30名移行することになります。よって平成21年度の見込量から30名分増やし算定しております。

次に自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、平成18年度から平成19年度までの実績等を勘案し、第1期障害福祉計画の目標数値とほとんど修正はありません。自立訓練の生活訓練だけ、32実人が1ヶ月あたり22日利用した場合には、704延人日になりますので、この部分だけ下方修正させていただきました。

次にP16をご覧ください。就労移行支援についてですが、第1期障害福祉計画では、施設利用利用者のうち生活介護の対象者と見込まれる方以外の85人と、特別支援学校の卒業者と退院可能な精神障がい者の見込み40人を合わせ、計125人の方のうち30%程度が就労移行支援を利用したとして見込んでおります。第2期障害福祉計画ではこれらの

ことに加えて、個々の事業者のサービス提供状況や浦安市障がい者福祉センターの新体系移行の状況、平成23年度を整備目標としている障がい者等就労支援施設の利用者数を勘案し、平成23年度の目標数値を算定しました。具体的には、この表の右側の説明の部分にもありますように、平成20年度からNPO法人タオは、就労移行支援の県指定を受けられており、その利用者の定員20名を平成20年度から増やし算定しました。また浦安市障がい者福祉センターが新体系へ移行した際の利用者分10名を、平成21年度から増やし算定しています。最後に、障がい者等就労支援施設を平成23年度に整備する予定ですが、運営事業者の募集要項の中では、福祉的就労施設を運用開始してから5年以内に障がい者を50人雇用することから、その50人を就労移行支援20人、就労継続支援A型15人、就労継続支援B型15人に分配し、このうちの就労移行支援20名を設置から5年後である平成26年度を目標数値として、設置する平成22年度から20%ずつの増加として見込み算定しております。

次に就労継続支援（雇成型）について、第1期障害福祉計画では、平成23年度の目標数値として、1ヶ月あたり26実人を見込んでいます。第2期障害福祉計画では、平成22年度に設置される障がい者等就労支援施設の利用者分15名を平成26年度の目標数値とし、平成20年度から20%増として算定しました。また国の基本指針では、就労継続支援の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましいとされることから、28実人として見込みました。時間数については、28実人に月間平均利用日数22日をかけ、616延人日としました。

次に就労継続支援（非雇成型）について、第1期障害福祉計画では、就労移行支援の利用者数を基礎とした125人のうち、55%程度を23年度末の見込みとしました。第2期障害福祉計画では、平成18年度から平成19年度に市外の施設で利用している利用者数の伸び率を勘案しました。また先ほどもご説明させていただきましたが、平成21年度に浦安市障がい者福祉センターが新体系に移行し、その中で50名の利用者が就労継続支援（非雇成型）に移行するため、その50名を平成21年度に加えています。また平成21年度にエンジョイワークセンターの利用者もこのサービス体系に移行するため、利用者定員10名分を加えております。そして平成23年度までは、自然数として毎年度1名ずつ増加させ、平成23年度は1ヶ月あたり65実人となり、第1期障害福祉計画の平成23年度の目標数値である1ヶ月あたり60実人よりも上方修正を考えています。

次の療養介護については、第1期障害福祉計画の数値と変更なしです。

次に児童デイサービスについてですが、第1期障害福祉計画では、現在のデイサービスの利用者数を基礎として、1ヶ月あたりの実人数を算定し、その実人数に支給決定の実績日数である23日を単純にかけたものとなっています。第2期障害福祉計画では、平成18年度と平成19年度の利用実績を見た場合、1人あたり平均で1ヶ月あたり5日利用していることから、児童デイサービスの月間利用日数を1ヶ月あたり5日として見込みました。

次にP17をご覧ください。短期入所について、第1期障害福祉計画では、現在の短期入所の支給決定者数を基礎とし算定しました。第2期障害福祉計画では、1ヶ月あたりの利用実人数については、平成18年度と平成19年度の利用実績等を踏まえ、年度ごとに概ね10%の増加（2名ずつの増加）として算定しました。また1ヶ月あたりの延人日につ

いては、平成18年度及び平成19年度の月間平均利用日数である6日を実人数にかけて算定しております。

次に旧法施設サービス入所については、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、5年の経過措置が設けられ、新体系へのサービス移行を平成23年度までに行うということがあるため、平成20年度から概ね11名ずつ減少させて算定しました。

次に新法体制の施設入所支援について、第1期障害福祉計画策定時には、新体系への移行割合を国から提示されたワークシートの率を基準にして算定しました。今回の第2期障害福祉計画策定にあたり、国からはワークシートが提示されないことや、また機械的に数値目標をだすのではなく、国の基本指針でもある第1期障害福祉計画策定時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行すること、また平成23年度末の段階において、現在の入所施設の入所者数の7%以上を削減することなどを基本とすること等を踏まえて、第1期障害福祉計画策定時点の施設入所者数である旧法施設サービス入所1ヶ月あたり46実人と、施設入所支援1ヶ月あたり20実人をあわせた1ヶ月あたり66実人のうち1割である7人が地域生活へ移行し、またその66実人のうちの7%の施設入所者数を削減することを目標に算定すると、平成23年度では1ヶ月あたり61実人が新法体制の施設入所支援を利用することになります。

最後に共同生活介護（ケアホーム）と、共同生活援助（グループホーム）については、第1期障害福祉計画での数値目標と変更はありません。

委員長： ただ今の事務局の説明に対し、何か意見等がありますか。

委員： 資料P15では、訪問系のサービスの数値が伸びているのが分かります。現在は、マンパワーの不足が問題になっていると聞いていますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

事務局： ホームヘルパーの不足については、浦安市のみならず全国的な問題となっています。特に浦安市では、知的障がい及び精神障がいがあって、自己判断能力が制限されている方への外出支援にかかるサービスである行動援護について、1事業者しかサービスが提供できない現状があります。行動援護の利用者数をみると、平成18年度実績は26実人／月であったのが、平成19年度実績は16実人／月となっており、減少している結果となっています。今後は知的障がいにかかる研修会を事業者向けに実施する等、検討していきたいと考えています。

委員長： それではお時間となりましたので、最後に連絡事項等を事務局からお願いします。

事務局： 市民向けのアンケート調査につきましては、10月3日から10月17日までを予定しております。前回の策定委員会でもご説明させていただきましたが、今回のアンケート調査は3障がいのみならず、発達障がい児（者）も対象としていることから、千葉発達障害児・者「コスモ」と浦安市自閉症協会の各団体からご協力をいただきながら実施したいと考えています。最後にパブリックコメントにつきましては、12月を予定しています。11月の策定委員会では、浦安市障がい者福祉計画（素案）を委員の皆様提示させていただきます。